

軽減税率制度への準備を進めていますか？

門間 亜砂子の 税務Q&A

「アドバイザー」 税理士 門間 亜砂子



Q

平成31年(2019年)10月より、消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施され、一部のものについては消費税率が8%に据え置かれると聞きました。

この軽減税率制度とはどのようなものなのでしょうか？また、軽減税率の対象となるものには、どのようなものがあるのでしょうか？

A

(1) 消費税の軽減税率制度とは

平成31年(2019年)10月1日から、消費税が8%から10%に増税になりますが、同時に、消費税の軽減税率制度という新たな制度が開始されます。これは、一部の対象品目については、消費税を増税せず8%(軽減税率)に据え置くという制度になります。

(2) 軽減税率の対象となるもの

軽減税率が適用されるものは、次のものになります。

- ① 飲食料品
- 消費税の軽減税率の対象となる飲食料品とは、人の飲用または食用に供される飲食料品(医薬品、医薬部外品を除く)のうち、酒類・外食・ケータリングなどを除いたものになります。

② 新聞

消費税の軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものになります。

(3) おもちゃ付きお菓子などの取扱い

おもちゃ付きお菓子のように、食品と食品以外のものであらかじめ一体となっている商品で、食品と食品以外の部分を一体とした価格のみが表示されているような場合があります。このような商品を「一体資産」といいます。このような一体資産のうち、税抜価格が1万円以下であって、商品の価額の占める割合が2/3以上の場合には、一体資産全体を軽減税率の対象の飲食料品として取り扱うことができます。

(4) 外食に該当するかどうかの判定について

外食とは、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子などの飲食のための設備がある場所で飲食料品をその場で飲食してもらったために提供するものをいいます。この場合の飲食料品は軽減税率の対象外となり消費税の税率は10%となります。それに対してテイクアウトとは、単なる飲食料品の販売をいうため、軽減税率の対象となり、消費税率は8%となります。

外食かテイクアウトかの判断は、飲食料品を提供する時点で顧客に意思確認を行うなどの方法で判定されることとなります。

(5) 軽減税率の対象から除かれるケータリングについて

ケータリングとは、依頼主が指定した場所で、食事を配膳・提供したりするサービスをいい、軽減税率の対象から除かれます。これに対して、出前・宅配・デリバリーなど、飲食料品を届けるだけの場合には軽減税率の対象となります。

(6) 飲食料品を取り扱わない事業者の行う業務への影響

軽減税率対象品目の販売等を行っていない場合であっても、これらの品目の購入(仕入)等がある場合には、軽減税率対象品目とそれ以外の品目を区分して会計帳簿等に記載しておく必要があります。

(7) 飲食料品を取り扱う小売業者などの方が必要になる対応

- 軽減税率対象品目の売上があるような事業者の場合には、主に次の4点の対応が必要になります。
- ① 仕入先から交付された請求書等に記載された消費税率が正しいかどうか確認すること
 - ② 毎日の売上・仕入について、軽減税率対象の売上・仕入、通常税率の売上・仕入に区分し、会計帳簿に適切に記載すること
 - ③ 必要な場合には、複数税率に対応したレジシステム等を導入すること
 - ④ 売上先へ、一定の事項を記載した請求書を発行すること

(8) 会計帳簿への記載事項

現行制度で記載しなくてはならない事項とされている①～④に加え、平成31年(2019年)10月1日より⑤が追加になります。

- ① 課税仕入の相手方の氏名・名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨

(9) 売上先へ発行する請求書に記載すべき事項

現行制度で記載しなくてはならない事項とされている①～⑤に加え、平成31年(2019年)10月1日より⑥、⑦が追加になります〔平成35年(2023年)9月30日まで〕。平成35年(2023年)10月1日からは、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることにより、請求書等へ記載すべき必要事項等が変わる予定です。

- ① 請求書発行者の氏名・名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者の氏名・名称
- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

消費税率の引き上げおよび軽減税率の導入開始まで、1年をきってしまいましたが、まだ間に合います。直前になって慌てることのないように、残りの期間で計画的に準備を進めましょう！

※平成31年度分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。